

## 慶弔見舞金申請手続について

慶弔見舞金を申請する場合は、次の必要書類を事務局にご提出ください。

### 【必要書類】

- ・慶弔見舞金申請書（様式第1号）（記入例参照）
- ・事実を確認できる証明書類の写し（別表参照）

### 【提出方法】

- ・郵送又は持参（大阪市中央区南新町1-3-7 大阪府行政書士会）
  - ・FAX（06-6941-5497）※
  - ・Eメールアドレス（[shinsei@osaka-gyoseishoshi.or.jp](mailto:shinsei@osaka-gyoseishoshi.or.jp)）※
- ※FAX又はEメールアドレスにて提出する場合、必ず事前に事務局（06-6943-7501）までご連絡ください。

**※ 事案発生後、1年以内に申請してください。**

別表

### 申請に必要な証明書類（写し）

	必要書類
表彰 （第3条第1号）	表彰の事実を確認できる書類 ＜表彰状、受賞通知書など＞
総務大臣表彰 （第3条第2号）	不要
婚姻 （第3条第3号） 個人会員の子の婚姻 （第3条第4号）	婚姻の事実を確認できる書類 ＜戸籍謄本、婚姻届受理証明書、案内状、礼状など＞
出産 （第3条第5号）	出産の事実を確認できる書類 ＜戸籍謄本、出生届受理証明書、母子健康手帳の出生届 出済証明の印があるページ、医師等が発行する出産証 明書など＞
個人会員の死亡 （第4条第1項第1号）	不要
個人会員の配偶者の死亡 （第4条第1項第2号） 個人会員の一親等の血族の死亡 （第4条第1項第3号）	死亡の事実を確認できる書類 ＜除籍謄本、死亡届書記載事項証明書、死亡の記載があ る住民票、死亡診断書、死体火葬許可証など＞
災害 （第5条）	災害による損失の事実を確認できる書類 ＜罹災証明書、災害状況報告書（任意様式で可、写真添 付要）など＞
傷病 （第6条）	傷病による入院の事実を確認できる書類 ＜診断書、領収証（入院の日数が分かるもの）など＞